

## IoT 国際標準化アドホック (IoT Global Standard AdHoc) 設置要綱

### (設置)

第1条 設置要綱第3条に基づき、IoT 国際標準化アドホック (以下「AdHoc」という。) を設置する。

### (目的)

第2条 AdHoc は、IoT に関する標準化について国内外の動向把握と標準化戦略等の検討、具体的な標準化活動の支援を短期集中して行うことを目的とする。

### (運営)

第3条 AdHoc のメンバーは、技術・標準化分科会長が指名する。

2. AdHoc には、AdHoc リーダーを置く。AdHoc リーダーは、技術・標準化分科会長が指名する。
3. AdHoc リーダーは、AdHoc の活動をとりまとめ、これを技術・標準化分科会に報告する。
4. AdHoc には、AdHoc サブリーダーを置くことができ、AdHoc リーダーが指名する者がこれに当たる。
5. AdHoc サブリーダーは、AdHoc リーダーを補佐し、AdHoc リーダー不在時において、その業務を代行する。
6. その他、AdHoc の運営に関し必要な事項は、AdHoc リーダーが定めるものとする。

改版履歴：

03: 2019年6月27日 (AdHoc 活動期間の削除)